平成26年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第4項の規定に基づき、同法に規定する廃棄炉等の特定施設の設置者から報告のあった排出ガス等に含まれるダイオキシン類濃度の測定結果を次のとおり公表する。

1 対象施設及び事業場数

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に設置されていた施設

大気基準適用施設 84施設、69事業場

水質基準適用事業場 11施設、 9事業場

2 公表する対象施設と測定結果

平成26年度中に試料採取が行われ、平成27年8月31日までに特定施設の設置者から県に報告のあった自主測定結果

3 自主測定結果

(1) 大気基準適用施設

ア 排出ガス

報告のあった40事業所からの測定結果(50施設64件)は、全て排出基準値以下であった。

AT DELIVER AND THE WELL AND THE COMMENTAL COMMENTAL COMMENTS AND THE COMME								
歩乳の区八			施設数	濃 度 分 布 (ng-TEQ/m³N)				排出
	施設の区分			1 未満	1~5 未満	5~10 未満	10 以上	基準
		既設	2 7	2 3	4	0	0	10
	処理能力		(28)	(24)	(4)	(0)	(0)	
	2t/h 未満	未満新設	1 4	1 0	4	0	0	E
廃棄物			(15)	(11)	(4)	(0)	(0)	5
焼却炉	2 t/h 以上 4 t/h 未満	既設	7	7	0	0	0	5
			(13)	(13)	(0)	(0)	(0)	Э
		立仁三几	2	2	0	0	0	1
		新設	(8)	(8)	(0)	(0)	(0)	1
≅ †			5 0	4 2	8	0	0	
			(64)	(56)	(8)	(0)	(0)	

表1 排出ガス中のダイオキシン類濃度状況(施設数)

注()は報告件数を示す。

イ ばいじん (集じん機で集めて排出される灰(飛灰、集じん灰等))

報告のあった測定結果(35施設37件)のうち処理基準が適用される施設の測定結果(26施設29件)は、全て処理基準値以下であった。

	•			75 (DEC)	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
施設の区分		施設数	処理基準 適用除外	処 理 基 準 適 用			
				処理基準以下	処理基準超	最小~最大	
				(3ng-TEQ/g以下)	(3ng-TEQ/g 超)	(ng-TEQ/g)	
	既設	2 3	9	1 4	0	0~0.47	
廃棄物 焼却炉		(23)	(8)	(15)	(0)		
	新設	1 2	0	1 2	0	0 ∼ 0.72	
		(14)	(0)	(14)	(0)		
⇒ 1		3 5	9	2 6	0		
計	計		(0)	(00)	(0)		

表2 ばいじんのダイオキシン類濃度状況(施設数)

(8)

(29)

(0)

ウ 燃え殻 (炉底部から排出される灰 (焼却灰等))

報告のあった測定結果(34施設34件)は、全て処理基準値以下であった。

施設の区分		施設数	処理基準 適用除外	処理基準適用			
				処理基準値以下	処理基準値超	最小~最大	
				(3ng-TEQ/g以下)	(3ng-TEQ/g 超)	(ng-TEQ/g)	
	既設	26	0	2 6	0	0 - 0 000	
廃棄物	死取	(25)	(0)	(25)	(0)	0~0. 083	
焼却炉	新設	9	0	9	0	0 a .1 F	
	利取	(9)	(0)	(9)	(0)	0 ~ 1.5	
計		3 5	0	3 5	0		
		(34)	(0)	(34)	(0)		

表3 燃え殻のダイオキシン類濃度状況(施設数)

エ その他

報告のあったもののうち、施設の構造上、ばいじんと燃え殻を混合灰として処理されたもの(1施設1件)及び、ばいじんが湿式排出ガス処理装置で処理され汚泥として処理されたもの(1施設1件)、廃油処理に係る焼却施設の残渣として処理されたもの(1施設1件)の測定結果は、いずれも処理基準値以下であった。

注1()は報告件数を示す。

注2 「処理基準適用除外」とは、セメント固化、薬剤処理等の安定化処理を行ったことにより、基準の適用を受けないものを示す。

注()は報告件数を示す。

表4 その他のダイオキシン類濃度状況 (施設数)

施設の区分				処理基準適用			
		試料種別	施設数	処理基準値以下	処理基準値超	最小~最大	
				(3ng-TEQ/g以下)	(3ng-TEQ/g 超)	(ng-TEQ/g)	
	廃棄物 焼却炉	混合灰 設 汚 泥	1	1	0	0. 0048	
			(1)	(1)	(0)		
1			1	1	0	0.0086	
			(1)	(1)	(0)		
	新設	焼却残渣	1	1	0	0. 000027	
	利取)	(1)	(1)	(0)	0.000027	
計		3	3	0			
		(3)	(3)	(0)			

注 ()は報告件数を示す

(2) 水質基準適用事業場

報告のあった測定結果(4事業場4件)は、全て排出基準値以下であった。

表 5 排出水中のダイオキシン類濃度状況 (事業場数)

			判定の状況			
事業場の区	分	事業場数	排出基準値以下	排出基準值超	最小~最大	
			(10pg-TEQ/L以下)	(10pg-TEQ/L 超)	(pg-TEQ/L)	
廃棄物焼却炉の	既 設	3	3	0	0~0.0018	
湿式集じん施設	新 設	1	1	0	0.00044	
計		4	4	0		

4 今後の指導等

平成26年度中に自主測定を実施していなかった施設の設置者に対しては、早急に測定を実施し、報告するよう指導している。

5 自主測定結果の資料閲覧について

各事業所の測定結果は、次の窓口で閲覧できるほか、県のホームページに掲載する。

環境部廃棄物対策課(循環型社会推進グループ)

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎7階

南加賀保健福祉センター (生活環境課) 小松市園町ヌ48番地

石川中央保健福祉センター(生活環境課) 白山市馬場2丁目7番地

能登中部保健福祉センター(生活環境課) 七尾市本府中町ソ27番9

能登北部保健福祉センター(生活環境課) 輪島市鳳至町畠田102番4